

平成27年（行ウ）第16号
怠る事実の違法確認等請求事件
原告 光城 敏雄 外4名
被告 大 東 市 長

平成27年10月28日

準備書面(2)

大阪地方裁判所 第7民事部 合議2ハ丙係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 俵 正 市



(主任) 弁護士 寺 内 則 雄



頭書事件について、被告は、以下のとおり弁論を準備する

記

第1 大東市立市民会館（以下、市民会館）2階ホール増築他建築工事契約に至る経緯について

- 1 市民会館は昭和46年に開館し、各種講演会、研修会、美術展示等で連日多くの市民らに利用されているが、2階の約400人収容のホールについて、天井が全体的に低いとか、後方の席では「音声が聞き取りにくい」とか、また「壇上でのあいさつがやりにくい」等々の苦情が寄せられ、また、老朽化によりドアを開けても会場外に音が漏れ、ホールの収容人数を超える来場者がロビーに溢れるようなイベントが年に数回行われるという状況にあった。

このため、大東市は、平成26年4月21日、利用者からの不満対応と稼働率のアップ、収容人員増のために平成26年12月のオープンを目指し、ホールの増築及び音響設備、防音設備の改善、内装工事等を行うことを決定し、市民生活部生活安全課が所管し、市の建築物の設計、施工、監督等を担当する街づくり部建築営繕課が本体工事の予定価格として2億0736万円（税込み）と積算した。

- 2 市民生活部生活安全課より、入札及び契約事務を担当する総務部契約課は、入札の実施の依頼を受け、地方自治法（以下、法）第234条第2項、同法施行令第167条の5、「大東市事後審査型制限付一般競争入札制度に関する要綱」（甲3、以下、要綱）第3条の規定等に基づき、入札に参加する者に必要な資格等について「大東市事後審査型制限付一般競争入札資格審査会」（以下、審査会）の審査に付し、同審査会は、平成26年4月23日、予定価格が2億円超えの建築工事であるため、入札参加資格要件として、建築工事に係る総合評定値が、市内業者700点以上、準市内業者900点以上、市外業者1200点以上であること及び過去10年間に建築工事で予定価格の50%以上の国または地方公共団体の元請けとしての施工実績があることを決定した。なお、上記入札参加資格要件を満たす業者は、当時市内業者5社、準市内業者0社、市外業者86社の合計91社で、競争性が十分に担保されるものであった。
- 3 総務部契約課は、上記審査会の決定した入札参加資格要件をもとに、公告日を同年4月25日、資格審査日を同年5月19日、入札日を同年5月22日として事後審査型制限付一般競争入札を実施したところ、株式会社新田工務店、株式会社三住建設、株式会社オオヨドコーポレーション及び富田建設株式会社（以上の会社について、以下、株式会社を略す）の合計4社より入札参加申請書が提出されたが、入札参加資格要件を満たしていなかった新田工務店を除き、上記3社の申請書が受理され、入札が行われた。同入札の開札の結果、三住建設、オオヨドコーポレーションは、予定価格をオーバーしていたため失格とし、予定価格と同額の富田建設が落札したので（甲14）、同年5月29日、総務部契約課は、落札業者である富田建設との「市民会館2階ホール増築他工事請負契約」（以下、本件工事契約）については、議会での議決を得る必要があるため、仮契約を締結し（甲8～10）、平成26年6月25日、平成26年6月大東市議会定例会で議決を得て、同日、本契約を締結し（効力発生通知。甲11）、同年7月

1日より工事が着手された。

- 4 他方、市の建築物の設計、施工、監督等を担当する前記街づくり部建築営繕課は、本件工事に関し、建築確認について大阪府の指定検査機関である株式会社日本確認検査センター（以下、株式会社を略す）と事前協議を行っていたところ、本設計内容では、防火設備が建築関係法に適合していないため、工事が終わり完成したとしても建築確認の最終完了検査を受けることができず、ホールの使用ができないことが判明した。具体的には、市民会館は、各種貸会議室等が入る5階建の本館と、それに接続するホールが入る2階建の別館の2棟から成るが、今回工事を行うホールがある別館だけではなく、本館各階の防火扉を改修したり、防火シャッターを新たに設置したりしなければ、建築確認が得られず、加えて、この平成26年4月に建築基準法が改正され、本館にある2基のエレベーターも改修が必要であるとの指摘を受けるに至った。

このため、街づくり部建築営繕課は、平成26年6月23日、本館がある旧棟の防火設備等の不適合箇所が確定したことに伴い、それに要する費用として新たに7236万円(税込み)が必要であるとの積算を行ない(甲12～13)、市民生活部安全課は、上記不適合箇所を是正しなければ、平成26年12月の新装市民会館オープンに間に合わず、市民の期待に応えられないということで、緊急措置として本件工事契約の設計内容を変更することとなった(甲12)。

なお、市民生活部生活安全課は、本件工事に伴う実施設計を、平成25年11月に株式会社建綜研に委託発注し、同年12月の段階より、街づくり部建築営繕課が、大阪府及び日本確認検査センターと事前協議を重ねてはいたものの、同協議はホールのある別館のを中心に行われていたこともあり、平成26年5月、本館及び別館の全体の事前協議をかけたところ、上記のような指摘がなされたものであった。

- 5 そして、本館部分の防火設備等の工事については、再度入札を実施し、業者を決定することも検討されたが、当初の入札が3社からしか応札がなく、うち2社が予定価格を超えていたこと、本館での工事は別館と交錯する箇所であり市民会館を開館させたまま施工するのがベターであったこと、安全性を確保しつつ円滑に2つの工事を進めれば平成26年12月のオープンに間に合うこと等々により、既に工事施工中の富田建設に発注するのが、相当であると判断して同社に打診し、

内諾を得たので、本件工事契約を変更するため、平成26年7月8日総務部契約課は、「市民会館2階ホール増築他建築工事請負契約の締結に係る議決内容の一部変更議案」を平成26年7月大東市議会特別議会に提出し、同時に市民生活部生活安全課は、当該工事の変更に伴う補正予算を計上する議案を提出し、同年7月9日、上記2議案の議決が得られたので、同月22日、総務部契約課は市長決裁のうえ富田建設と請負代金を7236万円増額する変更契約書を締結した（甲13）。

第2 「相手方」東坂浩一市長，西辻勝弘副市長，田中祥生総務部長及び野口光浩総務部総括次長兼契約課長の各職務権限について

大東市では、職員の事務に関し、「大東市事務分掌条例」（乙5）第3条に基づき、法の定める市長の権限に属する事務を分掌させるため「大東市事務分掌条例施行規則」（乙6）を各々定めているところ、普通地方公共団体の副市町村長は、長を補佐し、長の命を受け政策及び企画をつかさどり、職員の担任する事務を監督する（法167条1項）ものであるが、予算執行権は長に専属し（法149条2号）、現金の出納保管等の会計事務は会計管理者の権限とされている（法170条1項及び同条2項）のであるから、副市長村長は、予算執行に関する事務や会計事務を行う権限を有しない。また、大東市事務決裁規程（乙7）では、副市長限りで専決できる事項は、同規程第7条の別表第1及び別表第2に規定されたものに限定されている（特に財務に関する事項の工事の入札執行、契約では1件3000万円未満）。部長及び課長も各々上司の命を受け所管事項を掌理し、所属職員を指揮監督し、総括次長は部長を補佐することになっているが（乙6の第4条1項3号及び6号）、決裁規程では、部長、課長限りで専決できるのは、同規程第8条により別表第1及び別表第2に規定されたものに限られ（特に財務に関する事項の工事の入札執行、契約では部長は1件1000万円未満、課長は100万円未満となっている）、総括次長には専決事項はない。

このように、西辻副市長，田中総務部長，野口総務部総括次長兼契約課長は、いずれも本件工事契約の締結に関する専決権限者ではないし、その所管事項も上司の命を受け処理しており、原告が主張するような談合を容認する結果となる決裁を行った事実は存しない。なお、本件工事契約の仮契約，本件工事の変更契約はいずれも市長の決裁を要するものであり、副市長，部長，課長の稟議過程における押印

はあくまで市長決裁を得るに当たっての専ら確認的意味を有するに過ぎないものである。

第3 本件入札の談合の有無について

近畿の自治体による公共工事が東日本大震災の復興工事や全国での公共事業拡大などで人件費や資材価格が急騰し、採算が厳しい工事の入札が敬遠されていること及び本件入札に関し予定価格を超える入札は特段異例ではなく、本件入札で談合が行われたと推認することは相当でない(乙1～3)。

このことは門真市立総合体育館建設工事の一般競争入札が2回(1回目平成27年2月, 2回目3月)も不調となり, 同年7月, 予定価格及び最低制限価格を引き上げ(予定価格33億4190万円, 最低制限価格28億4061万5000円)(以上, 乙4の1～3参照), 3回目の入札を行ったところ, 4社の入札参加があり, 株式会社熊谷組関西支店が30億9300万円で落札した事案に照らしても, 予定価格を超えた本件入札から談合と結び付けることはできないことを窺わせるものであるといえる。

以上